



 Ecotourism

つなげよう
人と人、
人と自然

エコツーリズム 推進基本方針

～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～



エコツーリズム 推進基本方針

「エコツーリズム推進基本方針」とは



2007年、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）が議員立法により制定されました。この法律は、エコツーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的として、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めた法律です。

この法律の規定に基づき、2008年6月6日に「エコツーリズム推進基本方針」が決定されました。

基本方針は、人と自然、人と人の「つながり」を取り戻し、生物多様性を保全しながら元気な社会を作っていくため、エコツーリズムが目指す方向性を示すとともに、地域が推進する際の基本的な事項を定めたものです。

1



はじめに

環境問題について、一人ひとりが主体的、積極的に行動を起こしたり、ライフスタイルを見直し、変えていくなど、意識への浸透や行動といった大きな転換まで至っていません。これは、自然の恵みにより人も生きているという実感が決定的に不足しているからだと言えます。

また、責任感や思いやりの心、自然や伝統文化を大切にする心などの「豊かな人間性」が失われつつあることが懸念されています。

このような問題の解決には、将来を担う子どもたちを始めとしたすべての人たちが、原生的で雄大な自然の偉しさや莊厳さを感じたり、人の暮らしと自然が織りなしてきた里地里山、里海などにおいて、その地域固有の人と自然の「つながり」を五感で感じるような体験をすることが必須です。

地域の自然や文化を保全しながら、観光旅行者に体験させる「エコツーリズム」は、単に一過性の体験にとどまらず、観光旅行者やそれに関わる地域の人々などに地域の自然との「つながり」をもたらします。さらにこの取組は、私たち一人ひとりが地域の環境を介して地球環境とつながる糸口となるのです。また、地域ぐるみの取組は、地域にも「つながり」を生み、地域が元気になっていくことも期待できます。

あなたの地域にも、その素材となるものは必ずあります。そのすばらしい素材を活かして、地球環境のため、子どもたちのために、あなたの地域を活用し、発信していくことに挑戦してみませんか。



●観光ツアー



●長ぐつトレッキング



●カバタ（湧水を生活の中で利用）

第1章 エコツーリズムの 推進に関する 基本的方向

エコツーリズムを推進する意義は、次の3つの効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことにあります。

- ①利用に関するルールの設定により自然観光資源の劣化を防ぎ、さらにガイドの案内などを通じて楽しみの中で自然への理解を深める「**自然環境の保全と自然体験による効果**」
- ②自然の魅力そのものに加え、自然と密接に関わってきた生活文化も地域の魅力として見直す「**地域固有の魅力を見直す効果**」
- ③地域固有の自然観光資源を活用することにより観光の振興や既存の産業との相乗効果、経済波及効果などが期待できるほか、住民が地域に誇りをもつことなどの「**活力ある持続的な地域づくりの効果**」

エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点

4つの理念「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」に沿って地域のエコツーリズムに取り組み、実現していくには、次の3つの視点が基本となります。

[楽しみながら]

“おもてなしの心”を持って観光旅行者に楽しんでいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。



● フィールドガイドツアー

[大切にしながら]

自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方方がエコツーリズムの取組すべてにおける考え方の基盤です。

[地域が主体]

地域を中心として観光旅行者を迎える関連する人たちすべてが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。

エコツーリズムに取り組む上での配慮事項

地域のエコツーリズムを具体的に実現させていくためには、次の点に配慮することも必要です。

[順応的な管理]

事前に「ルール」などを決めてエコツアーや活動を実施し、自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これらをルールや活動に反映させること

[有機的連携]

農林水産業をはじめとする関連産業との調和や地産地消の取組との有機的な連携を図ること

[継続性かつ計画性を持った取組]

目標を持ち、徐々に発展させていくこと

[他の法令や計画などとの整合・連携]

他の法令や関係法令に基づく各種計画などを調整し、調和を保ち、良好な相互作用をもたらすこと



● 郷土料理、地産地消との連携



● 農業との連携

第2章 エコツーリズム 推進協議会に 関する基本的事項

エコツーリズムを推進しようとする市町村は、関係者に広く参加を呼びかけ、エコツーリズム推進法第5条の規定に基づき、エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができます。



●湿原ガイドツアー

幅広い主体の参加

地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、プログラムの充実や実施による効果の波及、ルールの浸透、利害関係の調整などを図るために様々な主体の連携が必要となります。そのため、協議会には、地域の自然環境や観光活動の状況、農林水産業や農山漁村の活性化との関連などの特性に応じて多様な主体^{*}が参加及び連携し、相互に情報を共有するとともに、合意形成を図りつつ、取組を進めていくことが重要です。中でも市町村は、エコツーリズム推進の中心的な役割を担うことが求められます。

^{*}多様な主体とはガイドなどの観光事業者、地域住民、特定非営利活動法人、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者や各種権利を有する者、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する者、関係行政機関、関係地方公共団体など



●里山ガイドツアー

透明性の確保

協議会はその開催などについて原則公開とし、運営に係る透明性を確保することが必要です。より適切な協議会の運営や取組の推進とするために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うこと、多様な意見や情報を把握するため、住民を中心とする地域の関係者などを対象としたシンポジウムや説明会の開催などを通して、幅広い主体の意見を取り入れるだけでなく参加の促進についても望まれます。

第3章 エコツーリズム 推進全体構想の 作成に関する 基本的事項



●ザトウクジラ

協議会が作成する全体構想は、基本方針に則して、エコツーリズムを推進する地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護及び育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものです。

エコツーリズムの実施に当たって、対象となる自然観光資源などが損なわれないよう、事前に「ルール」などを決めて「ガイダンス・プログラム」を実施し、自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方が重要です。

ルール

「ルール」には、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、①罰則のような一定の強制力を必要に応じ持たせるものと、②自主ルールのように関係者間の内発的な取組として実施するものがあり、安全確保や住民の生活への配慮などの目的も必要に応じ検討することが望まれます。



モニタリング及び評価

「モニタリング」の実施に当たっては、①原生的な自然の区域では、専門家や研究者などの積極的な関わりを得てよりきめ細かく実施し、②里地里山などでは、ガイドや地域住民などが主体となってモニタリングを行い、その結果を専門家や研究者が評価するなど、地域の自然的・社会的特性に応じて実施することが重要です。

ガイダンス及びプログラム

ガイダンスは、ガイドが直接案内・解説することが基本です。プログラムの企画・実施に当たり、表面的な情報や知識を伝えるだけでなく、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを伝えること、そして、旅行者が楽しみながら自然の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるよう留意することが必要です。



その他エコツーリズムの 推進に必要な事項

エコツーリズムの推進に当たっては、①地産地消の取組など農林水産業をはじめとする関連産業との連携・調和、②他の法令や関係法令に基づく各種計画などとの整合、③地域の生活や習わしへの配慮などが必要です。

第4章 エコツーリズム 推進全体構想の 認定に関する 基本的事項

市町村は、協議会が作成した全体構想について主務大臣の認定を申請することができます。主務大臣は、エコツーリズム推進法第6条第2項及び第3項の規定に基づき行います。



認定のメリット

全体構想が認定されると、①これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、法的に保護することで、持続的かつ質の高い利用が可能となったり、②地域のブランド力が高まり、また国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながるなどの効果が期待できます。



●ふゆみずたんぽガイドツアー



認定の基準

認定の基準として、①協議会の参加者や運営方法、その他各種手続きなど全体構想が基本方針に適合すること、②プログラムの実施主体やモニタリングの役割分担など全体構想の内容が確実かつ効果的に実施される見込みがあることといった基準を明示しています。



●カヌー体験

第5章

生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他 エコツーリズムの推進に関する重要事項

地域のエコツーリズムの取組を継続的に推進していくため、生物多様性の確保や子どもの視点に立った取組が重要です。

生物多様性の確保

生物多様性国家戦略の中で、エコツーリズムの推進が位置づけられています。豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化の本来の価値を損なわないよう十分な配慮と価値をさらに高めるような取組が必要です。

他地域からのメダカやホタルの導入などによる遺伝子レベルでの攪乱にも配慮することが必要です。また、里地里山などでは、維持管理活動をプログラムに取り入れることによる生物多様性の回復も期待できます。



●ホタルの里づくりツアー



子どもの視点に立った継続的な取組の推進

潜在的なニーズがある「子ども」の視点が重要であり、ニーズの発掘につながります。また、宝探しやプログラムづくりへの地域の子どもの積極的な関与が地域への誇りや愛着にもつながります。長期宿泊体験など学校教育との連携も重要です。子どもの視点に立った取組は、地域の取組を長続きさせるポイントです。

●田舎体験ツアー



エコツーリズム推進基本方針の概要

【法律上の位置付け】

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第4条に基づき、政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めることとされており、手続については次のとおり定められています。

- 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めます。（第3項）
- 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴きます。（第4項）
- 環境大臣及び国土交通大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表します。（第5項）
- 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行います。（第6項）

【概要（主な記述内容）】

はじめに

- 地球環境問題が深刻化する中、人々の主体的な行動やライフスタイルの変革に結びつかないのは、地球とつながっている（自然の恵みで人も生きている）実感が決定的に不足しているためです。
- エコツーリズムは、人と自然のつながり、人ととのつながりを取り戻し生物多様性を保全しながら元気な地域社会をつくるものであり、観光旅行者や関係する人々が地球環境とつながる糸口になるものです。
- エコツーリズムに取り組む地域への国による認証制度が始まりました。

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

- 推進する意義は、①ルールの設定による自然環境の保全、旅行者や住民などの環境意識が高まり地域の環境から地球環境まで含めた保全に関する行動につながる効果、②地域固有の自然環境や生活文化等の魅力を見直す効果、③観光地としての競争力の向上・新たな観光振興の可能性などに加え持続的な地域づくりに対する意識の高まりや住民の誇りにつながる効果などです。
- 進め方を次のように整理しています。①関係者が話し合い、②地域の宝を再認識・発見し、③宝を大切に磨き、④観光旅行者にうまく伝え、⑤その感動を更に磨く原動力とし、⑥地域の活性化につなげる、という相互に関連する一連の行為です。
- 「大切にしながら」、「楽しみながら」、「地域が主体」という視点が基本です。
- エコツーリズムの推進によって我が国で長期的に目指す姿を明示しています。
- 重点的に取り組むべき当面の課題として、①人材育成、②取り組む地域への支援、③戦略的広報、④科学的評価方法等に関する調査研究、⑤他施策との連携を提示しています。

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

- 「エコツーリズム推進協議会」の組織化に当たっては、①協議会の効率的な運営に配慮しつつ、②特定事業者、地域住民、NPO等、有識者、土地の所有者等、関係行政機関、関係地方公共団体など地域の多様な主体の参加・連携が必要です。
- 協議会は、①原則公開とし、透明性を確保するとともに、②相互に情報を共有し、関係者間の合意形成を図ることが必要です。

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

- エコツーリズムの実施に当たっては、対象となる自然観光資源などが損なわれないよう、事前に「ルール」などを決めて「ガイダンス・プログラム」を実施し、自然観光資源の状態を継続的に「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方が重要です。

- 「ルール」には、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、①罰則のような一定の強制力を必要に応じ持たせるものと、②自主ルールのように関係者間の内発的な取組として実施するものがあり、安全確保や住民の生活への配慮などの目的も必要に応じ検討することが望まれます。

- 「モニタリング」の実施に当たっては、①原生的な自然の区域では、専門家や研究者などの積極的な関わりを得てよりきめ細かく実施し、②里地里山などでは、ガイドや地域住民などが主体となってモニタリングを行い、その結果を専門家や研究者が評価するなど、地域の自然的・社会的特性に応じて実施することが重要です。

- エコツーリズムの推進に当たっては、①地産地消の取組など農林水産業をはじめとする関連産業との連携・調和、②他の法令や関係法令に基づく各種計画などとの整合、③地域の生活や習わしへの配慮などが必要です。

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

- 全体構想が認定されると、①これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、法的に保護することで、持続的かつ質の高い利用が可能となったり、②地域のブランド力が高まり、また国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながるなどの効果が期待されます。
- 認定の基準として、①協議会の参加者や運営方法、その他各種手続など全体構想が基本方針に適合すること、②プログラムの実施主体やモニタリングの役割分担など全体構想の内容が確実かつ効果的に実施される見込みがあることといった基準を明示しています。

第5章 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

- 他地域からのメダカやホタルの導入などによる遺伝子レベルでの攪乱にも配慮することが必要です。
- 里地里山などでは、維持管理活動をプログラムに取り入れることによる生物多様性の回復も期待できます。
- 潜在的なニーズがある「子ども」の視点が重要です。宝探しやプログラムづくりへの地域の子どもの積極的な関与が地域への誇りや愛着にもつながります。長期宿泊体験など学校教育との連携も重要です。
- 有識者からの助言を受けつつ、関係省等での連携を強化します。



エコツーリズム推進法のあらまし

1.目的(第1条関係)

エコツーリズムが①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2.定義(第2条関係)

(1)自然観光資源

●動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

●自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

(2)エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

3.エコツーリズムの基本理念(第3条関係)

- 自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施すること
- 関係事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として実施すること
- 地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として実施すること
- 環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場としての活用が図られるよう配慮すること

4.基本方針(第4条関係)

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(内容は(1)から(5)までのとおり)を定めます。

- (1)エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- (2)エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- (3)エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- (4)エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- (5)生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たつて配慮すべき事項、その他重要事項

5.エコツーリズム推進協議会(第5条関係)

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、事業者や地域住民、NPO法人、自然環境や観光の専門家、土地所有者、関係行政機関などで構成するエコツーリズム推進協議会(以下、協議会)を組織することができます。

協議会は、エコツーリズムを推進する地域や実施の方法、対象となる自然観光資源を明らかにする全体構想(エコツーリズム推進全体構想)の作成や関係者の連絡調整を行います。

6.全体構想の認定(第6条、第7条関係)

市町村は、組織した協議会が作成した全体構想について主務大臣(環境、国土交通、文部科学、農林水産の各大臣)の認定を受けることができます。

主務大臣は、認定をした全体構想についてインターネットの利用などにより周知します。

7.特定自然観光資源の指定(第8~10条関係)

市町村長は、主務大臣の認定を受けた全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定し、汚損、除去等を禁止することができます。

また、指定した特定自然観光資源が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合は、立入りについてあらかじめ市町村長の承認を受けるよう制限をすることができます。

8.活動状況の公表等(第11~16条関係)

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表します。また、協議会の構成員に対する技術的な助言などを行います。

9.エコツーリズム推進連絡会議(第17条関係)

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員で構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るために連絡調整を行います。

10.罰則(第19条関係)

特定自然観光資源が所在する区域内で禁止されている行為(汚損・損傷、ゴミの投棄、騒音、占拠など)を市町村職員の指示に従わないでみだりに行った場合、30万円以下の罰金に処されます。

11.施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行されます。



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



国連持続可能な開発のための教育の10年



2009年3月発行



環境省

発行 環境省自然環境局総務課
自然ふれあい推進室
所在地 〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-3581-3351(代表)

環境省HP <http://www.env.go.jp/>

エコツーリズムのススメ

<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/index.html>

エコツアー総覧

<http://ecotourism.jp/>

写真提供 ●裏磐梯エコツーリズム協会 ●NPO法人霧多布湿原トラスト ●大崎市田尻総合支所 ●小笠原エコツーリズム協議会
●湖西地域エコツーリズム推進協議会 ●財団法人阿蘇地域振興デザインセンター ●社団法人屋久島觀光協会
●飯能市・飯能市エコツーリズム推進協議会 ●富士河口湖町 ●藤里町エコツーリズム推進協議会【50音順】